

# 千葉県コンプライアンス委員会の議事及び運営に関する要領の改正について

令和7年8月14日  
千葉県総務課リスクマネジメント推進室

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、行政機関について、障害の種類や程度に応じて情報提供するよう配慮すること等が義務付けられたことを受け、以下のとおり「千葉県コンプライアンス委員会の議事及び運営に関する要領」の別紙傍聴要領を改正することとしたい。

## 1 改正の背景

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人に対する合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられている。

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとし、行政機関においては、障害の種類や程度に応じて情報提供するよう配慮すること等が義務付けられている。

## 2 傍聴要領の改正内容

- (1) 傍聴を希望する者であって、障害のある人に対する合理的配慮の提供が必要な者が、合理的配慮の提供の申出を行う方法を追加。
- (2) 合理的配慮の提供が必要な者の出席の機会を確保するために、傍聴者の決定方法を「当日の抽選制」から「先着順の事前申込み制」へ変更。

## 3 適用開始

改正後の要領は、令和7年度第2回コンプライアンス委員会から適用することとしたい。

## 《関係法令》

### ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

#### 第7条 略

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### ○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(障害者からの相談及び障害者に提供する情報)

#### 第14条 略

2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。